

改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係

		施行日	
(1) 確認申請、着工ともに法施行前	①	□—◇—◆—■	△—▲
	①'	□—◇—◆—■	△—○—●—▲ (◇—◆)
(2) 確認申請が法施行前、着工は法施行後	②	□—◇—◆—■	△—▲
	②'	□—◇—◆—■	○—●—△—▲ (◇—◆)
	③		□—◇—◆—■—△—▲
	③'		□—◇—◆—■—○—●—△—▲ (◇—◆)
(3) 確認申請、着工ともに法施行後	④		□—■—△—▲ (◇—◆)

□ 確認申請	■ 確認済証
◇ 適判申請	◆ 適合判定通知書
○ 計画変更	● 計画変更の確認済証
△ 着工	▲ 竣工

※法施行後の確認申請で、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を備える者である建築主事等（以下、「ルート2主事等」という。）が特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの（以下、「ルート2基準」という。）に適合しているかどうかの審査を行う場合にあっては、(◇—◆)の構造計算適合性判定は不要。

	確認申請時				計画変更時			
	構造計算適合性判定の手続き	ルート2の構造計算適合性判定(ルート2主事等が審査)	特定増改築構造計算基準の構造計算適合性判定	法第20条第1項の適用	構造計算適合性判定の手続き	ルート2の構造計算適合性判定(ルート2主事等が審査)	特定増改築構造計算基準の構造計算適合性判定	法第20条第1項の適用
①	建築主事等から	必要	不要	建築物全体				
①'	建築主事等から	必要	不要	建築物全体	建築主が直接申請	不要	必要	建築物の部分ごと可
②	建築主事等から	必要	不要	建築物全体				
②'	建築主事等から	必要	不要	建築物全体	建築主が直接申請	不要	必要	建築物の部分ごと可
③	建築主事等から	必要	不要	建築物全体				
③'	建築主事等から	必要	不要	建築物全体	建築主が直接申請	不要	必要	建築物の部分ごと可
④	建築主が直接申請	不要	必要	建築物の部分ごと				

(1) 確認申請、着工ともに法施行前の場合

①：法施行前の工事着工のため、法第20条第1項の規定は建築物単位で適用される。

法施行前の確認申請のため、改正前の手続規定が適用されるため、

- ・ 建築主事等から構造計算適合性判定を求める
- ・ 特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合であっても、構造計算適合性判定は不要
- ・ ルート2主事等がルート2基準の審査を行った場合であっても、構造計算適合性判定が必要となる。

①'：法施行前の工事着工のため、法第20条第1項の規定は建築物単位で適用される。計画変更時には、法施行日以降は法第20条第1項の規定は建築物の部分ごとに適用することも可能。

法施行前の確認申請のため、改正前の手続規定が適用される。ただし、計画変更時には、法施行後の確認申請となるため、改正後の手続規定が適用されるため、

- ・ 建築主から構造計算適合性判定の申請を行う
- ・ 特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要する場合にあっては、構造計算適合性判定が必要
- ・ ルート2主事等がルート2基準の審査を行った場合にあっては、構造計算適合性判定は不要となる。

(2) 確認申請が法施行前で、着工は法施行後の場合

②：法施行後の工事着工であるが、確認済証の交付が施行日前であるため、旧法に適合していなければ(建築物単位で当該規定に適合していなければ)、確認申請が受け付けられない^(注)こととなる。

法施行前の確認申請のため、改正前の手続規定が適用される。

②'：法施行後の工事着工であるが、確認済証の交付が施行日前であるため、旧法に適合していなければ(建築物単位で当該規定に適合していなければ)確認申請が受け付けられない^(注)こととなる。計画変更時には、施行日以降は法第20条第1項の規定は建築物の部分ごとに適用することも可能。

法施行前の確認申請のため、改正前の手続規定が適用される。ただし、計画変更時には、法施行後の確認申請となるため、改正後の手続規定が適用される。

③：法施行後の工事着工であるが、確認申請が施行日前であるため、旧法に適合していなければ（建築物単位で当該規定に適合していなければ）、確認申請が受け付けられない^(注) こととなる。

法施行前の確認申請のため、改正前の手続規定が適用される。

③'：法施行後の工事着工であるが、確認申請が施行日前であるため、旧法に適合していなければ（建築物単位で当該規定に適合していなければ）、確認申請が受け付けられない^(注) こととなる。

法施行前の確認申請のため、改正前の手続規定が適用される。ただし、計画変更時には、法施行後の確認申請となるため、改正後の手続規定が適用される。

(注) 例えば、エキスパンションジョイント等により接続された2以上の建築物の部分において、一方がRC造20mであり、もう一方がRC造1階建て100㎡（法第6条第1項第4号相当）である場合に、現行では、建築物全体で法第20条第2号の規定が適用されるため、建築物の部分で判断すれば法第6条第1項第4号に該当するものであっても構造計算が必要であった。法施行後は、法第20条第2項の新設により、建築物の部分ごとに法第20条第1項の規定が適用されることとなったため、建築物の部分ごとに判断して法第6条第1項第4号に該当するものであれば、法第20条第1項第4号の規定が適用されるため、構造計算が不要となる。ただし、確認申請時に新法が施行されていない場合においては、仮に工事着工が施行日後であったとしても、建築物全体で法第20条の規定を適用し構造計算を行わなければ、現行法に適合していると言えず、確認申請を受け付けられないこととなる。

(3) 確認申請、着工ともに法施行後の場合

④：法施行後の工事着工のため、法第20条第1項の規定は建築物の部分ごとに適用される。

法施行後の確認申請のため、改正後の手続規定が適用される。

参考：適用される規定

- ①法改正の規定（適判手続き見直し、エキスパンションジョイント）は、交付後1年以内に施行される。

法附則第1条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- ②改正法の規定の施行の際現に工事中の建築物については、法令改正等によって不適合となった場合、その適合していない規定について適用が除外される。

法第3条第2項（適用の除外）

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

- ③改正法附則において、経過措置がおかれており、確認申請及び構造計算適合性判定の申請などの手続規定については、法施行後に確認申請がなされる建築物に適用し、法施行前の確認申請がなされる建築物については、なお従前の例による、とされている。

法附則第3条（経過措置）

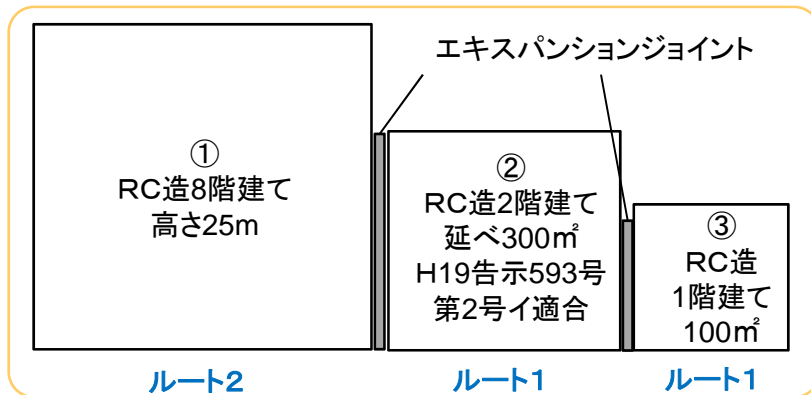
新法第六条から第六条の三まで又は第十八条第一項から第十五項までの規定は、施行日以後に新法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は新法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前にこの法律による改正前の建築基準法（以下この条において「旧法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は旧法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。

法第20条第2項の新設について

○ 法第20条第2項により、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、同条第1項の規定の適用については、建築物の部分ごとに判断される。《法第20条》

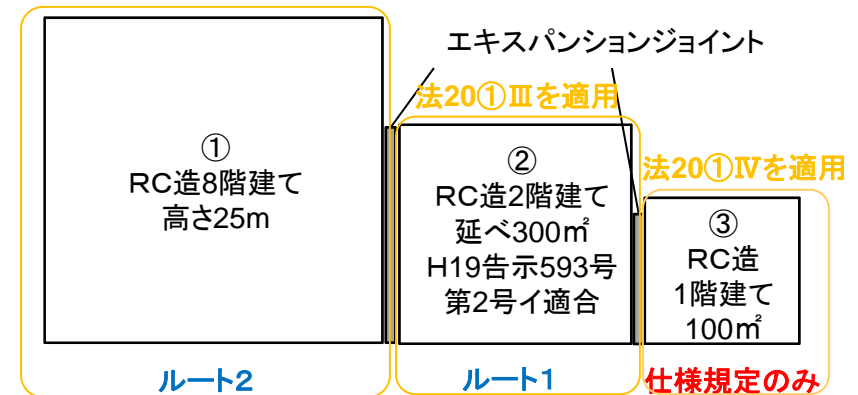
改正前

法20Ⅱを適用



改正後

法20①Ⅱを適用



1. 法第6条は一の建築物単位で適用する。

よって、上記建築物は「木造以外の建築物で2以上の階数を有し、または延べ面積が200㎡を超えるもの」であるため、法第6条第1項第三号に掲げる建築物（以下、条・項・号は「法6①Ⅲ」のように表記する。）となる。

2. 上記建築物は、法6①Ⅲ建築物であり、高さ20mを超えるRC造建築物であるため、法20Ⅱが適用される。

したがって、令81②Ⅱイ又はロに規定する構造計算の基準に適合する必要がある。

3. H20年国交告第38号により、エキスパンション等で2以上の部分に分離された建築物については、一定の条件のもと、建築物の部分ごとに構造計算が可能。

- ①法20Ⅱ建築物→同告示Ⅰ →ルート2
- ②法20Ⅲ建築物→同告示Ⅱロ→ルート1
- ③法20Ⅳ建築物→同告示Ⅱロ→ルート1

1. 法第6条は一の建築物単位で適用する。

よって、上記建築物は「木造以外の建築物で2以上の階数を有し、または延べ面積が200㎡を超えるもの」であるため、法第6条第1項第三号に掲げる建築物となる。

2. 法20②により①、②、③の部分は法20①の規定の適用についてはそれぞれ別の建築物とみなして、法20①各号の判断をする。

①の部分を建築物とみなした場合、当該建築物は法6①Ⅲ建築物となる。

法6①Ⅲ建築物→法20①Ⅱ→令81②Ⅱイ→ルート2

②の部分を建築物とみなした場合、当該建築物は法6①Ⅲ建築物となる。

法6①Ⅲ建築物→法20①Ⅲ→令81③→ルート1

③の部分を建築物とみなした場合、当該建築物は法6①Ⅳ建築物となる。

法6①Ⅳ建築物→法20①Ⅳ→仕様規定のみ